

1 公述及び傍聴の対象となる都市計画の変更の案の概要

(1) 北部大阪都市計画道路の変更

「大阪府都市計画（道路）見直しの基本方針」（平成23年3月策定）に基づき、評価した結果、豊中岸部線の一部区間の廃止、大阪高槻京都線の一部区間の幅員の変更、上新庄神境線、春日豊津線及び服部西之庄線の廃止を行う。

対象市名	路線名	変更区域	変更内容
吹田市	3・3・205-4号 豊中岸部線	吹田市春日二丁目及び春日三丁目 地内	一部区間の 廃止
吹田市 摂津市	3・5・205-23号 大阪高槻京都線	吹田市出口町、西の庄町、片山町 一丁目、片山町三丁目並びに摂津 市千里丘一丁目及び千里丘二丁目 地内	一部区間の 幅員の変更
吹田市	3・5・205-27号 上新庄神境線	吹田市東御旅町、内本町三丁目、 高浜町及び南高浜町地内	廃止
	3・6・205-31号 春日豊津線	吹田市春日一丁目、千里山竹園一 丁目、千里山西一丁目、千里山西 四丁目、千里山西五丁目、円山町 及び垂水町一丁目地内	廃止
	3・6・205-32号 服部西之庄線	吹田市江坂町一丁目、江坂町二丁 目、江坂町三丁目、垂水町一丁目、 垂水町二丁目、垂水町三丁目、山 手町二丁目、出口町、泉町二丁目、 泉町五丁目及び西の庄町地内	廃止

(2) 東部大阪都市計画道路

「大阪府都市計画（道路）見直しの基本方針」（平成23年3月策定）に基づき、評価した結果、牧野穂谷線、枚方津田線、枚方交野線、牧野招堤線、大阪住道線、枚方八尾線、北条線及び野崎鴻池線の一部区間を廃止し、枚方水口線、北条中垣内線及び御領深野線を廃止し、牧野長尾線の延長の変更を行う。

対象市名	路線名	変更区域	変更内容
枚方市	3・2・210-2号 牧野穂谷線	枚方市三栗二丁目、黄金野一丁目、 黄金野二丁目、小倉町、小倉東町、 車塚一丁目、車塚二丁目、北片鉾 町、片鉾東町、交北三丁目、招堤 南町一丁目、招提南町二丁目、招	一部区間の 廃止

枚方市	3・2・210-2号 牧野穂谷線	堤南町三丁目、田口山一丁目、田口山二丁目、田口山三丁目、山田池北町、山田池東町、長尾谷町一丁目、長尾谷町二丁目、長尾元町一丁目、長尾元町二丁目、長尾元町五丁目、長尾宮前一丁目、長尾宮前二丁目、藤阪東町二丁目、藤阪東町三丁目、長尾台一丁目、長尾台二丁目、長尾台三丁目及び杉三丁目地内	一部区間の廃止
	3・3・210-5号 枚方津田線	枚方市西禁野二丁目、松丘町、津田南町二丁目、禁野本町一丁目、宮之阪一丁目、宮之阪二丁目、宮之阪三丁目、中宮西之町、中宮山戸町、津田南町一丁目及び大字津田地内	一部区間の廃止
	3・4・210-14号 牧野長尾線	枚方市長尾宮前二丁目地内	延長の変更
	3・5・210-28号 枚方交野線	枚方市村野本町及び村野東町地内	一部区間の廃止
	3・5・210-34号 牧野招堤線	枚方市牧野本町一丁目、牧野本町二丁目、宇山東町、養父丘一丁目、東牧野町、招堤平野町及び招堤中町一丁目地内	一部区間の廃止
	3・6・210-38号 枚方水口線	枚方市堂山東町、池之宮一丁目、池之宮四丁目、中宮大池一丁目、中宮大池二丁目、大峰元町一丁目、大峰元町二丁目、大峰南町、大峰東町、野村中町、野村北町、津田北町一丁目、津田北町二丁目、津田北町三丁目、津田西町一丁目、津田元町一丁目、津田元町二丁目、津田東町一丁目、津田東町二丁目及び津田東町三丁目地内	廃止

対象市名	路線名	変更区域	変更内容
大東市	3・4・218-1号 大阪住道線	大東市諸福一丁目、諸福三丁目、 諸福四丁目、新田本町、新田旭町、 新田東本町、太子田一丁目、太子 田二丁目、太子田三丁目、南郷町、 氷野一丁目、氷野二丁目、赤井一 丁目、赤井二丁目、赤井三丁目、 浜町、曙町、三住町、幸町、谷川 二丁目、深野南町、平野屋新町、 泉町一丁目、平野屋一丁目、寺川 一丁目及び寺川三丁目地内	一部区間の 廃止
	3・4・218-3号 枚方八尾線	大東市御領一丁目、三箇一丁目、 氷野一丁目、氷野二丁目、氷野三 丁目、大東町、三洋町及び扇町地 内	一部区間の 廃止
	3・4・218-9号 北条線	大東市北新町、中楠の里町、明美 の里町及び南楠の里町地内	一部区間の 廃止
	3・5・218-14号 北条中垣内線	大東市北条一丁目、北条二丁目、 北条三丁目、学園町、錦町、野崎 一丁目、野崎二丁目、野崎三丁目、 野崎四丁目、寺川一丁目、寺川二 丁目、寺川三丁目、寺川四丁目、 中垣内一丁目、中垣内二丁目、中 垣内三丁目、中垣内四丁目及び中 垣内五丁目地内	廃止
大東市 門真市	3・5・218-18号 御領深野線	大東市御領一丁目、御領三丁目、 御領四丁目、三箇二丁目、三箇三 丁目、三箇四丁目、三箇五丁目、 深野北一丁目、深野二丁目及び深 野三丁目並びに門真市江端町及び 東江端町地内	廃止
大東市	3・5・218-20号 野崎鴻池線	大東市大東町、三箇一丁目、三箇 二丁目、深野二丁目、深野三丁目 及び深野四丁目地内	一部区間の 廃止

(3) 南部大阪都市計画道路の変更

「大阪府都市計画（道路）見直しの基本方針」（平成23年3月策定）に基づき、評価した結果、狭山池富田林線の一部区間の廃止、喜志太子線、若松別井線及び喜志甲田線の廃止を行う。

対象市名	路線名	変更区域	変更内容
富田林市	3・4・214-7号 狭山池富田林線	富田林市久野喜台一丁目、久野喜台二丁目、高辺台一丁目、高辺台二丁目、高辺台三丁目、藤沢台一丁目、藤沢台三丁目、津々山台一丁目、小金台一丁目、小金台二丁目、小金台三丁目、向陽台一丁目、向陽台二丁目、向陽台三丁目、大字廿山、大字新堂、美山台、富美ヶ丘町、寿町一丁目、寿町二丁目、寿町三丁目、寿町四丁目、常盤町及び富田林町地内	一部区間の 廃止
	3・4・214-10号 喜志太子線	富田林市喜志町一丁目、喜志町二丁目、喜志町三丁目及び西条町二丁目地内	廃止
	3・4・214-11号 若松別井線	富田林市若松町一丁目、若松町二丁目、富田林町、大字新堂、川向町、山中田町一丁目、北大伴町四丁目、南大伴町一丁目、南大伴町二丁目、別井一丁目及び別井二丁目地内	廃止
	3・4・214-16号 喜志甲田線	富田林市喜志町二丁目、喜志町三丁目、喜志町四丁目、桜井町一丁目、桜井町二丁目、粟ヶ池町、中野町一丁目、中野町三丁目、若松町二丁目、若松町五丁目、本町、常盤町、甲田一丁目、甲田二丁目及び甲田三丁目地内	廃止

2 公述及び傍聴の対象となる都市計画の変更の案の掲示場所及び掲示期間

(1) 掲示場所

市役所	府庁
吹田市都市整備部都市整備室 枚方市都市整備部都市計画課 大東市街づくり部都市政策課 富田林市まちづくり政策部まちづくり推進課	都市整備部総合計画課

(2) 掲示期間

- ア 「北部大阪都市計画道路の変更」及び「東部大阪都市計画道路の変更」
平成25年3月4日(月)から同月18日(月)まで
- イ 「南部部大阪都市計画道路の変更」
平成25年3月12日(火)から同月26日(火)まで